

○南島原市移住体験ツアー補助金交付要綱

令和3年4月28日告示第76号

南島原市移住体験ツアー補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、本市が主催する移住体験ツアーを通して、本市へ興味を持ってもらうことによる関係人口の創出及び本市への移住につなげるため、移住体験ツアーの参加者に対し、予算の定めるところにより、南島原市移住体験ツアー補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、南島原市補助金等交付規則（平成18年南島原市規則第35号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住検討者 本市への移住を考えている者又は田舎暮らし等に興味のある者
- (2) 移住体験ツアー 関係人口を創出するため、本市が企画した農業、漁業及び商工業への就業を啓発するプロジェクトに興味を持った移住検討者を対象に、農業、漁業及び商工業を体験できる機会を提供することにより、本市への移住につなげるためのツアーをいう。

(補助の対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 移住体験ツアーの申請者及び同行者
- (2) 長崎県外に住所を有する移住検討者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、移住体験ツアーの参加に係る次に掲げる経費とする。

- (1) 移住体験ツアーの申請者の住所から本市の集合場所までの移動に要した経費（最も効率的かつ経済的であると認められる経路に係る交通費で、寄り道等に要した経費を除く。）
- (2) 自家用車を利用した場合は、移住体験ツアーの申請者の住所から本市の集合場所までの距離を算出し、1キロメートル当たり20円で換算した経費（以下「自家用車利用換算経費」という。）
- (3) 有料道路通行料及びフェリー航送運賃
- (4) レンタカーの使用料（ガソリン代を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、補助の対象としない。

- (1) 領収書等で確認できない経費（自家用車利用換算経費を除く。）
- (2) その他市長が適当でないと認める経費

(補助金の額)

第5条 市は、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、補助金の額は、前条第1項に規定する補助対象経費の総額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とする。ただし、補助対象経費が1申請者（同行者を含む。）当たり5万円を超えるときは、補助金の額は、5万円とする。

(補助金の回数)

第6条 補助金の交付を受けることができる回数は、補助金の交付の対象となる申請者及び同行者ともに1回限りとする。

(申請に添付すべき書類)

第7条 規則第4条の規定により申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 南島原市移住体験ツアー実施計画書（様式第1号）
- (2) 申請者の現住所が確認できる書類
- (3) 移動経路が確認できる書類
- (4) 補助対象経費が確認できる書類
- (5) 自家用車利用の場合は車検証の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第8条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、前条に規定する書類の審査を行い、交付の可

否を決定する。

（計画変更の承認申請）

第9条 規則第11条の規定による事業計画変更の承認を受けようとする者は、同条に定める報告書に次の書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- （1） 南島原市移住体験ツアー実施計画書（様式第1号）
- （2） 申請者の現住所が確認できる書類の写し
- （3） 移動経路が確認できる書類
- （4） 補助対象経費が確認できる書類
- （5） 自家用車利用の場合は車検証の写し
- （6） その他市長が必要と認める書類

2 規則第11条第1号の別に定める軽微な変更は、補助対象経費の総額の2割を超える事業内容の変更以外の変更とする。

（実績報告）

第10条 規則第13条の別に定める実績報告書に添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。ただし、第7条の申請書又は前条の規定による報告書の提出時に提出した書類は、省略することができる。

- （1） 南島原市移住体験ツアー実績報告書（様式第2号）
- （2） 移動経路が確認できる書類
- （3） 補助対象経費が確認できる書類（領収書等）
- （4） 自家用車利用の場合は車検証の写し
- （5） その他市長が必要と認める書類

2 前項の実績報告書の提出期限は、事業の完了した日から30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった会計年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日とする。

（その他）

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月28日から施行する。

南島原市移住体験ツアー実施計画書

申請者	ふりがな		性別	年齢	職業
	氏名		男・女		
	住所	〒			
	電話	(ツアー中に連絡が取れる電話番号)			
	メールアドレス				
同行者	ふりがな		性別	年齢	職業
	氏名		男・女		
	住所	〒			
	ふりがな		性別	年齢	職業
	氏名		男・女		
	住所	〒			
	ふりがな		性別	年齢	職業
	氏名		男・女		
	住所	〒			
体験プログラム名					
移動手段					
南島原市までの移動経路					
費用	(A)公共交通費				円
	(B)自家用車	k m × 20 円			円
	(C)有料道路通行料				円
	(D)フェリー・航送運賃				円
	(E)レンタカー使用料				円
	計 (A)+(B)+(C)+(D)+(E) ※ 上限 5 万円 (1,000 円未満切捨て)				円
体験ツアーに期待することなど自由にお書きください。					

南島原市移住体験ツアー実績報告書

申請者	ふりがな		性別	年齢	職業
	氏名		男・女		
同行者	ふりがな		性別	年齢	職業
	氏名		男・女		
	住所				
	ふりがな		性別	年齢	職業
	氏名		男・女		
	住所				
	ふりがな		性別	年齢	職業
	氏名		男・女		
住所					
移動手段					
体験プログラム名					
南島原市までの移動経路					
補助金の交付決定額		円			
費用	(A)公共交通費			円	
	(B)自家用車		k m × 20 円	円	
	(C)有料道路通行料			円	
	(D)フェリー・航送運賃			円	
	(E)レンタカー使用料			円	
	計 (A)+(B)+(C)+(D)+(E) ※ 上限 5 万円 (1,000 円未満切捨て)			円	
体験プログラムの感想等					
今回参加して本市への移住についてどう考えられていますか。					